平成３０年（フ）第３２００号
東京都練馬区羽沢２丁目９－６－101
債務者　堀内　　葵
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２７５号
東京都江戸川区篠崎町２丁目１－15－101
債務者　吉岡　礼央
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２８４号
東京都三鷹市下連雀３丁目３－４－205
債務者　望月　早雪
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２８８号
東京都江戸川区清新町１丁目１－22－1101
債務者　冨山　　仁
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２９４号
東京都港区芝浦１丁目８－３－310
債務者　渡邉　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３００号
東京都品川区西大井２丁目15－５－205
債務者　飯田　晴夫
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３０４号
東京都荒川区南千住８丁目３－４－405
債務者　澁谷ゆかり（旧姓富岡）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３０５号
東京都中野区鷺宮３丁目18－２－202
債務者　山石　功基（旧姓田地川）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８３７号
横浜市金沢区堀口13番12号　クリエールＳＡＮＯ３　３－202
債務者　中野磨奈実（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８７４号
神奈川県鎌倉市大船2161番地４　ボヌール大船101
債務者　山形　泰雄
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８８１号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１－２－302
債務者　柴田　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０１０号
横浜市港北区新吉田東５丁目59番１－204号
債務者　九里　一幸
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２００９号
東京都葛飾区西新小岩２丁目１－４－304
債務者　名倉　美香
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０８９号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目34－20－202、前住所神奈川県川崎市多摩区長尾２丁目７－１－201
債務者　野中　　亨
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０９７号
東京都渋谷区笹塚２丁目７－９－504、前住所東京都調布市菊野台１丁目11－１－402
債務者　平塚　朋子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３５号
東京都羽村市栄町２丁目20番地36レオパレスカモミールＡ307
債務者　寺尾　秀和
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部